

第8期青森県障がい福祉計画・ 第4期青森県障がい児福祉計画の 成果目標案について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

国基本指針の成果目標	県成果目標案の考え方
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上 ②施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減	①②市町村見込量の集計値を基本とし、国目標値との整合性が図られるよう調整する。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ①精神病床における1年以上入院患者数（国の算定式により算出） ②精神病床への30日以上の上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】 ③精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ④心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】 ⑤K6により住民のこころの状態を把握【新規】	①国が示した算定式による。 ②③⑤青森県精神保健福祉審議会で今後検討する。 ④県及び市町村が心のサポーター養成研修を主体的に実施することで、国目標値との整合性を図る。
3 福祉施設から一般就労への移行等 ①一般就労への移行者数（全体）：R6実績の1.31倍以上 ②一般就労への移行者数（就労移行支援事業）：R6実績の1.14倍以上 ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ④一般就労への移行者数（就労継続支援A型）：R6実績の1.52倍以上 ⑤一般就労への移行者数（就労継続支援B型）：R6実績の1.67倍以上 ⑥就労定着支援事業の利用者数：R6実績の1.47倍以上 ⑦就労定着支援事業所の就労定着率：7割以上の事業所を2割5分以上 ⑧協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】 ⑨各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進	①～⑦は国指針と同様の目標を設定する。 ⑧市町村見込量の集計値を踏まえ、国目標値との整合性が図られるよう調整する。 ⑨「就労支援ネットワークの強化、関係機関が連携した支援体制の構築」については、既存の会議体を活用し、関係機関との連携・強化に努めていくこととする。

国基本指針の成果目標

4 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域
- ② インクルージョン推進のための協議の場の設置：県及び各市町村又は圏域【新規】
- ③ 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定、難聴児支援の中核的機能を果たす体制の確保、新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：県
- ④ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：各市町村又は圏域に1カ所以上
- ⑤ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場に医療的ケア児支援センターが参画、及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置：県
- ⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置：各市町村又は圏域
- ⑦ 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：県
- ⑧ 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ⑨ 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：県【新規】

5 地域生活支援の充実

- ① 地域生活支援拠点等を整備：各市町村（共同整備含む）
- ② 拠点等コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築：各市町村（共同整備含む）
- ③ 支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討：各拠点で年1回以上
- ④ 強度行動障害の状態にある者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備：各市町村又は圏域

県成果目標案の考え方

- ①② 障害児の地域社会へのインクルージョン推進のため、国指針と同様の目標を設定。

※以下については達成済みであるため、成果目標として設定しない。

- ③ 難聴児支援に係る計画の策定
難聴児支援の中核的機能を果たす体制構築
新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築
- ⑤ 医療的ケア児のための関係機関の協議の場への医療的ケア児支援センターの参画
医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置
- ④ 国指針と同様の目標を継続。
- ⑥ 県の関与により各圏域への配置は完了しているが、医療的ケア児等への支援の充実のため、各市町村への配置を促すこととし、目標を維持する。
- ⑦ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場については、県が責任主体となったことを踏まえ目標として設定。協議の場の持ち方は、県における入所児の移行状況及びその際の調整状況等を踏まえて検討する。
- ⑧⑨ 国指針と同様の目標を設定。

- ①～④ 国指針と同様の目標を継続。

国基本指針の成果目標

6 相談支援体制の充実・強化等 【市町村の実施目標】

- ①基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携：各市町村
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等：各市町村
- ③相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする：県及び市町村【新規】

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ①人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置：県【新規】
- ②生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置：県【新規】
- ③相談支援専門員研修等の実施：県

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ①サービスの質向上のための体制を構築：県及び各市町村
- ②障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする：県及び中核市【新規】

県成果目標案の考え方

①～③国指針と同様の目標を設定。

①～③国指針と同様の目標を設定。

①国指針と同様の目標を継続。

②国指針と同様の目標を設定。